

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会スケジュール等

1 開催予定

1 か月若しくは2 か月に1 回の割合で1 2 回程度を予定

(1) 第1 回（本日）

委嘱、諮問、会長・副会長の選出、審議会の運営方法等

(2) 第2 回及び第3 回

板橋区の現状と将来予測、他自治体の取り組み状況

(3) 第4 回～第6 回

学校規模に関する基本的な考え方（大規模校化、小規模校化）

適正配置に関する基本的な考え方（地域との関係、校舎の老朽化による改築等の関係）

(4) 第7 回～第9 回

基本的な考え方に基づく学校適正規模及び適正配置の具体的方策

(5) 第1 0 回～第1 1 回

答申案の検討（中間のまとめ）

(6) パブリックコメントの募集（必要に応じて公聴会等の開催）

(7) 第1 2 回

答申（平成2 3 年3 月予定）

2 審議会の運営について

(1) 審議会の公開

① 審議会は原則公開とし、傍聴については、教育委員会の取り扱いと同様とする。ただし、審議会に諮り、出席委員の過半数の賛成により公開しない取り扱いをすることができる。

② 審議会の開催については、区ホームページにより周知する。

(2) 会議録

① 記載内容は、開催日時、場所、出席委員、報告の要旨、審議の要旨、資料、その他とする。

② 公開を原則とする。ただし、委員の発言については発言者の氏名を表記しない。（「委員」として記録する。）

③ 会議録は、次回開催の資料とともに各委員に送付し、審議当日に内容の確認を行う。

④ 区ホームページへの公開を原則とし、公開は委員の確認後に行う。

3 小委員会の運営について

(1) 開催は、定足数を特に定めず、委員長の判断によるものとする。

(2) 小委員会は公開しない。

(3) 検討結果は、会長に報告するほか、直近の審議会で報告する。

東京都板橋区教育委員会傍聴人規則

第1条 板橋区教育委員会の議事を傍聴しようとする者は、事務局から傍聴券の交付を受けて、これに自己の住所氏名を記入し係員に提示してその指示する席に着くものとする。

2 傍聴券は退場の際係員に返さなければならない。

第2条 傍聴人多数でその席に入る事が出来ない場合は、ことわることがある。

第3条 下記各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器の類を携帯した者
- (2) 酩酊した者
- (3) 異様の服装をした者

第4条 傍聴人は如何なる事由があっても議場に入ることができない。

第5条 傍聴人は下記事項を守らなければならない。

- (1) 傘、杖（委員長の許可を得たものを除く。）の類を携帯してはならない。
- (2) 飲食又は喫煙してはならない。
- (3) 議場における発言に対し批評を加え、又は可否を表してはならない。
- (4) 騒ぎたて、議事を妨害してはならない。
- (5) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 携帯電話、ポケットベル等の電源を切らなければならない。

第6条 傍聴人がこの規則に違背したときは、委員長はこれに退場を命ずることができる。

第7条 委員長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは傍聴人は速かに退場しなければならない。